

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と山形県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時における要配慮者等への支援に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき甲が行う要配慮者等への支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「大規模災害」とは、災害救助法及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の適用を受ける災害等並びにその他知事が特に要配慮者等への支援が必要と認める災害をいう。

2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、避難生活において特に配慮が必要な者
- (2) 障がい者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち、避難生活において特に配慮が必要な者
- (3) 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は介護者
- (4) 乳児及びその保護者
- (5) 妊産婦及びその介助者
- (6) 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある等、甲又は市町村が特に配慮が必要と認める者

（要請）

第3条 甲は、大規模災害発生時において、市町村から要配慮者等のための宿泊施設の確保の要請があったときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はFAX等により要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（要請する業務の範囲）

第4条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供
- (2) 前号の業務を実施するに当たっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

（実施）

第5条 乙は、甲から第3条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかに取るものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を文書で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はFAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（受入対象期間）

第6条 宿泊施設への受入対象期間は、原則として、災害救助法等による救助基準による。ただ

し、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（経費）

第7条 甲は、第4条の規定により乙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、原則として、甲乙協議の上別途定めるものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、業務が完了したときは、組合員の業務実績を集計し、甲に対し一括して経費を請求するものとする。

（経費の支払い）

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡調整体制の整備）

第10条 甲及び乙は、大規模災害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平時から要配慮者等の受入れに関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に際し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協定の有効期限・解除）

第13条 この協定の有効期限は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月5日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県山形市松波三丁目2番12号

山形県旅館ホテル生活衛生同業組合

理事長

依藤信幸

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書